

富山市スポーツ大会等開催事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市スポーツ大会等開催事業補助金（以下「補助金」という。）及び富山市スポーツ大会等開催事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ大会等 団体、組織の構成員等が、文化・芸術・スポーツ等の技術の向上・発展のために行う競技会等
- (2) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿、その他宿泊料金の支払いを要する施設（合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場、少年自然の家などの青少年教育施設、研修所、その他これに類する施設を除く）

(補助金及び奨励金の交付)

第3条 市長は、スポーツ大会等の開催を促進するため、当該スポーツ大会等の主催者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 市長は、スポーツ大会等の誘致を促進するため、当該スポーツ大会等の誘致をした者（以下「誘致者」という。）に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツ大会等は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

- (1) スポーツ大会等が市内で開催されるものであること。ただし、主催者の責めに帰することができない理由により市内で開催できない場合は、この限りではない。
- (2) スポーツ大会等が政治的活動、宗教的活動又は営利活動を目的としないものであること。
- (3) スポーツ大会等が公序良俗を害するものでないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が主催するスポーツ大会等でないこと。
- (5) スポーツ大会等を主催する者が団体の場合にあっては、当該団体の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。
- (6) 関係する団体等が持ち回りで開催するものであって、開催地の順序があらかじめ定められているものでないこと。
- (7) 収入の大部分を自治体の補助金及び負担金が占めるスポーツ大会等でないこと。

(8) スポーツ大会等に参加する者のうち、市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者の延べ人数が100人以上であること。

2 奨励金の交付の対象となるスポーツ大会等は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

(1) 誘致者（富山市内に住所又は所在地を有している個人又は団体に限る。）の活動によって誘致、開催されたもので、当該スポーツ大会等の主催者が補助金の交付を現に受けているものであること。

(2) 毎年、定期的かつ継続的に開催されるスポーツ大会等については、4年以上連続して富山市内で開催されているものでないこと。

（補助金及び奨励金の額）

第5条 補助金及び奨励金（以下「補助金等」という。）の額および限度額は、次のとおりとする。

補助金等の名称	補助金等の額	限度額
富山市スポーツ大会等開催事業補助金	第4条第1項第8号に規定する延べ人数で国内から参加するものは1,000円（中学生以下は700円）、外国から参加する者で日本国籍を有しないものにあつては、6,000円を乗じて得た額	200万円
富山市スポーツ大会等開催事業奨励金	富山市スポーツ大会等開催事業補助金の額に10/100を乗じた額とする。	20万円 ※1団体に対し、年1回のみ支給する。

（交付申請書の添付書類）

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付申請書（様式第1号1）に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) スポーツ大会等の概要を記載したもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項に規定する奨励金の交付申請書（様式第1号2）に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該スポーツ大会等の主催者に交付された富山市スポーツ大会等開催事業補助金額確定通知書の写し

(2) 誘致実績証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 市長は、実施事業が完了した後において、補助金等の申請者の請求により補助金等を交付するものとする。ただし、補助金については、市長が実施事業の目的を達成するために必要があると認めるときに限り、その全部又は一部について概算払いをすることができるものとする。

（交付決定等の通知）

第8条 規則第5条第1項に規定する補助金の通知は、富山市スポーツ大会等開催事業補助金交付決定通知書により行うものとする。

2 規則第5条第1項に規定する奨励金の通知は、規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市スポーツ大会等開催事業奨励金交付決定通知書兼奨励金額確定通知書により行うものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 補助金の事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市スポーツ大会等開催事業補助金変更（交付・承認）申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第10条 規則第12条に規定する補助金の実績報告書（様式第5号）に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 宿泊証明書（様式第8号）
- (4) スポーツ大会等の順位や結果を記載したもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更等の承認申請と実績報告の特例）

第11条 第9条に規定する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、規則第19条の規定により、規則第11条第1項に規定する変更の承認又は交付の申請と、規則第12条に規定する実績報告を併合し富山市スポーツ大会等開催事業補助金変更（交付・承認）申請書兼事業実績報告書（様式第9号）により報告するものとする。

- (1) 変更申請額が交付決定額を上回らないもの
- (2) 当初の事業計画の趣旨を変更するものでないもの。

（額の確定通知）

第12条 規則第13条に規定する補助金の通知は、富山市スポーツ大会等開催事業補助金額確定通知書により行うものとする。

（複数年度にわたるスポーツ大会等）

第13条 スポーツ大会等が複数年度にわたり開催されるときは、そのスポー

ツ大会等の終了日が属する年度に交付申請書（様式第1号3）に次に掲げる書類を添付して提出するものとし、その場合に限り、規則第19条の規定により、規則第5条に規定する交付決定及び規則第13条に規定する額の確定を併合するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 宿泊証明書（様式第8号）
- (4) スポーツ大会等の順位や結果を記載したもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市スポーツ大会等開催事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書により行うものとする。

（細則）

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。